

広島県訓令第3号

農 林 水 産 局

農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令

農業協同組合検査規程（昭和三十八年広島県訓令第7号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（検査事項の照査等）                      第九条 検査員は、検査上特に必要がある場合において、組合員、会員その他の取引先（出資先を含む。）又は退職した役員、職員その他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。</p> <p>2  検査員は、検査上特に必要がある場合において、組合及び会計監査人等（組合が法定又は任意の監査を受けている場合において監査を行っている公認会計士又は監査法人をいう。）の同意を得た上で、会計監査人等との意見交換を行うことができる。</p>	<p>（検査結果の照査）                      第九条 検査員は、検査上特に必要がある場合において、組合の組合員、会員その他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面提出を求め、検査事項の照査を行わなければならない。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。